

アスベスト使用建物解体現場規制違反 5.5% 厚労省



1,280 のアスベスト使用建築物の解体作業現場で、労働安全衛生法や石綿障害予防規則などの規制が守られているか、厚生労働省が監督指導を実施したところ、71(5.5%)の作業現場で違反が見つかったことが 2006 年 1 月 10 日付けの厚生労働省の発表で明らかになりました。

この監督指導は 2005 年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで実施されたもので、違反の内容は、以下のものが多く、厚生労働省では、これら 71 現場に対し指導を実施。全現場での違反事項の是正が確認されたとしています。

- ・ 労働者に対する教育が適切に行われていなかった(26 件、1280 件中の違反率:2.0%)
- ・ アスベストの使用有無の事前調査や記録保存が適切に行われていなかった
(23 件、違反率:1.8%)
- ・ アスベスト取扱い作業現場への立入禁止措置がなされていなかったり、石綿作業主任者が未選任だった(15 件、違反率:1.2%)

なお法違反ではないものの、アスベストの取扱いを改善することが望ましいと指摘された現場も 144 あり、これらの現場に対しては作業場密閉化の徹底や、周辺住民の不安解消の観点から、アスベストばく露防止対策等の実施内容を掲示することなどが指導されました。

当社では、大気・建材等のアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料: 2006 年 1 月 18 日付 EIC ネット

環境分析箇所 重田郁美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

